

## 三田市避難行動要支援者支援制度個別避難計画作成支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の円滑な避難に資するため、要支援者の個別避難計画に関し、要支援者が居住する区域の区・自治会やマンション管理組合、まちづくり協議会、自主防災組織（以下「避難支援等関係者」という。）が主体となって調整会議を開催し、個別避難計画を作成した場合に、予算の範囲内において支援金を交付するに当たり、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。)その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 作成支援金の交付対象者は、個別避難計画を作成した避難支援等関係者の代表者とする。

(交付対象事業)

第3条 作成支援金の交付対象事業は、第1条の規定により作成した個別避難計画とする。

(交付金額)

第4条 作成支援金の金額は、作成した個別避難計画1件あたり3,500円とする。

(交付申請)

第5条 作成支援金の交付を受けようとする者は、個別避難計画作成支援金交付申請書兼請求書に当該個別避難計画その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請の期限は、毎年度3月20日とする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、作成支援金を交付することが適当と認めるときは、個別避難計画作成支援金交付決定通知書により、当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、作成支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における作成支援金の交付を不可とする場合は、不交付決定通知書により当該申請者に通知する

(作成支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定通知書により通知した申請者に対して、交付決定日から1か月以内に作成支援金を交付する。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 作成支援金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、交付を受けた作成支援金を全額返還しなければならない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 本要綱に基づく交付決定を取り消された場合

2 市長は、前項に規定する作成支援金の返還が必要であると認めるときは、作成支援金返還請求書により交付を受けた作成支援金を請求するものとする。

(手続きの省略)

第9条 規則第18条の規定により、規則11条に規定する実績報告、規則第13条に規定する交付の額の確定の手續及び規則第15条に規定する公布の請求の手續は省略することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年11月9日から施行し、施行日以後に作成した個別避難計画について適用する。